⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、入札に参加するために必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品に係る入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者となるべき者とする。
⑹　落札者が平成23年10月14日までに備蓄倉庫を本契約のために使用可能な状態とできなかったときは、当該落札者と契約締結しないことがある。
⑺　本契約においては、落札者が入札時に提出した各項目の単位あたりの税抜き価格をもって約定する。
⑻　手続における交渉の有無　無
⑼　契約書作成の要否　要
⑽　詳細は、入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kiyosuke Honma Director General of Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : 324 tons of Sodium Chloride for solid de-icing agent and 60 tons of Sodium Chloride for liquid de-icing agent for Nagasaki Operation Office, 402 tons of Sodium Chloride for solid de-icing agent and 310 tons of Sodium Chloride for liquid de-icing agent for Saga Operation Office
⑷　Delivery period : From 21 October 2011 through 31 March 2012
⑸　Delivery place : Nagasaki Operation Office, Kyushu Brunch, West Nippon Expressway Company Limited, 1008 Kaizu-machi, Isahaya City and other 2 places, Saga Operation Office, Kyushu Brunch, West Nippon Expressway Company Limited, 2630 Kuchii, Yamato-cho, Saga City and other 2 places
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :
①　not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,
②　submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3—2 or 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act,
③　have proven to have actually sold, manufactured or delivered the sodium chloride concerned
④　have proven to have or borrow the storage warehouse of 260 tons or more of the sodium chloride above, located within a radius of 100 ㎞ from the following operation office concerning each purchase, and to be able or plan to use the storage warehouse during a term of the contract. The operation office and the capacity of the storage warehouse of each purchase object are as follows. ⒜Nagasaki Operation Office 100 ton, ⒝Saga Operation Office 160 ton
⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 24 Augusut 2011 (submitted by mail : 4 : 00 P.M. 23 Augusut 2011)
⑻　Time-limit for tender : 1 : 30 P.M., 4 October 2011 (tenders submitted by mail 4 : 00 P.M., 3 October 2011)
⑼　Contact point for the notice : Makoto Takeda Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 1—4—2 Tenjin, Chuoku, Fukuoka City, Fukuoka Prefecture 810—0001 Japan TEL 092—717—1745

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年８月３日
支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長　吉永　清人
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第18号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東京港中央防波堤外側地区航路・泊地（－16m）浚渫工事(電子入札対象案件)
⑶　工事場所　東京都江東区青海地先
⑷　工事内容　本工事は、東京港中央防波堤外側地区航路・泊地（－16m）の探査工、浚渫工、土砂運搬工を施工するものである。
⑸　工期　契約締結日から平成24年２月17日まで
⑹　本工事は、入札時に「企業の高度な技術力［ＶＥ提案等の技術提案］及び［工事全般の施工計画］」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事であるとともに、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。
⑺　本工事は、資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
⑻　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
⑼　本工事は、完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減じる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。(詳細は入札説明書による。)
⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札価格調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリング等を実施し、乖離理由を検討したうえで、場合によっては工事成績評定を減じる試行対象工事である。
⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。
なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係）における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。)